

就学援助のお知らせ

市教育委員会では、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費などの援助を行っています。

援助を希望される方は、申請書を提出してください。

【申請方法】

各学校を通じて申請書を配布していますので、必要事項を記入のうえ、児童生徒の在籍する学校に提出してください。

※小・中学校両方に在学の場合は、小学校に提出してください。

【申請期限】 5月1日(火)

申請が遅れた場合は、申請書の提出月により支給開始月が変わります。なお、就学援助は毎年申請が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

市教育委員会学校課（教育庁舎2階）☎32・3811 / FAX33・3540
Mail:gakkou@city.komatsu shima.i-tokushima.jp

小松島市無料法律相談事業を行います

小松島市では、4月より徳島弁護士会に委託し、弁護士による無料の法律相談事業を実施しています。

対象は小松島市内に在住の方で、相談は1人1回（30分間）です。

相談を希望される方には法律相談チケットを交付しますので、市民であることが確認できるもの（運転免許証など）をお持ちの上、市役所3階総務課までお越しください。

※相談件数が予定の数に達し次第、年度途中でもチケットの交付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

【相談会場】 徳島弁護士会法律相談センター

（徳島市新蔵町1丁目31 徳島弁護士会館2階）

【相談可能時間】

月～金曜日

午後1時～2時30分

（ただし、水曜日のみ午後7時～8時10分も可能）

土曜日 午前10時～正午

（お盆、年末年始、祝祭日は除く。）

【お問い合わせ先】

市総務課（市役所3階）

☎32・2123 / FAX33・3253

Mail:soumu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

合併処理浄化槽への転換に補助金を交付

小松島市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

平成30年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてください。

※市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります。

◎転換とは

建物の建て替え、増築、リフォームなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が

2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合があります。

【補助金額】

5人槽の場合は22万5千円、7人槽の場合は27万円、10人槽の場合は31万5千円を限度として交付します。

また、単独処理浄化槽の撤去費用に対して撤去費補助（4万5千円を限度）を、くみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助（3万円を限度）を転換の補助金額に加算します。

※詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

市まちづくり推進課（市役所2階）☎32・3957 / FAX33・2104

Mail:machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置のため、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修理や消毒剤の補給など）は、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行います。

清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった汚泥を抜き取り、機器を洗浄）は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃などのメンテナンスに加え、県の指定検査機関による左記検査を受検しなければなりません。

●浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヵ月から8ヵ月の間に1回、主に設置状況を検査します。

●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。

【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技術センター（☎088・636・1234 / FAX088・636・1122）